

平成29年第3回千葉市議会定例会議案

議案第98号乃至第132号

平成29年9月

 千葉市

平成29年第3回千葉市議会定例会議案件名

議案 番号	議 案 件 名	頁
98	平成29年度千葉市一般会計補正予算(第2号)	別冊
99	平成29年度千葉市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	別冊
100	平成29年度千葉市病院事業会計補正予算(第2号)	別冊
101	千葉市市税条例の一部改正について	1
102	千葉市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例の制定 について	5
103	千葉市衛生関係手数料条例の一部改正について	7
104	千葉市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	9
105	千葉市保育所設置管理条例の一部改正について	10
106	町の区域及び名称の変更について	12
107	千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町 村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について	16
108	工事請負契約について(液状化対策施設工事(磯辺3丁目29-2工区))	18
109	工事請負契約について(液状化対策施設工事(磯辺3丁目29-3工区))	19
110	工事請負契約について(千葉市営住宅小倉台団地建替建築主体工事)	20
111	損害賠償額の決定について	21
112	指定管理者の指定について(千葉市花園公民館ほか46施設)	22
113	市道路線の認定及び廃止について	25
114	平成28年度千葉市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	34
115	決算の認定について(平成28年度千葉市一般会計歳入歳出決算)	35
116	決算の認定について(平成28年度千葉市国民健康保険事業特別会計歳入 歳出決算)	36
117	決算の認定について(平成28年度千葉市介護保険事業特別会計歳入歳出 決算)	37
118	決算の認定について(平成28年度千葉市後期高齢者医療事業特別会計歳 入歳出決算)	38
119	決算の認定について(平成28年度千葉市母子父子寡婦福祉資金貸付事業 特別会計歳入歳出決算)	39
120	決算の認定について(平成28年度千葉市霊園事業特別会計歳入歳出決 算)	40
121	決算の認定について(平成28年度千葉市農業集落排水事業特別会計歳入 歳出決算)	41

議案 番号	議 案 件 名	頁
122	決算の認定について(平成28年度千葉市競輪事業特別会計歳入歳出決算)	42
123	決算の認定について(平成28年度千葉市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算)	43
124	決算の認定について(平成28年度千葉市都市計画土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算)	44
125	決算の認定について(平成28年度千葉市市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算)	45
126	決算の認定について(平成28年度千葉市動物公園事業特別会計歳入歳出決算)	46
127	決算の認定について(平成28年度千葉市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算)	47
128	決算の認定について(平成28年度千葉市学校給食センター事業特別会計歳入歳出決算)	48
129	決算の認定について(平成28年度千葉市公債管理特別会計歳入歳出決算)	49
130	決算の認定について(平成28年度千葉市病院事業会計決算)	50
131	決算の認定について(平成28年度千葉市下水道事業会計決算)	51
132	決算の認定について(平成28年度千葉市水道事業会計決算)	52

議案第101号

千葉市市税条例の一部改正について

千葉市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成29年9月5日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第 号

千葉市市税条例の一部を改正する条例

千葉市市税条例（昭和49年千葉市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第10条の2中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

第13条中「100分の6」を「100分の8」に改める。

第18条の8の次に次の1条を加える。

（法第349条の3第28項等の条例で定める割合）

第18条の9 法第349条の3第28項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

3 法第349条の3第30項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

第21条第1項中「第15条の9」を「第15条の10」に改める。

第22条第1項中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同項第3号中「の区分所有者全員の共有に属する共用部分」を削る。

第23条の見出し及び同条第1項各号列記以外の部分中「あん分」を「按分」に改め、同項第5号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「あん分」を「按分」に、「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域（第26条の2において「被災市街地復興推進地域」という。）が定められた場合（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の

翌年以後の年であるときを除く。同条において同じ。)には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同項第6号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第3項中「あん分」を「按分」に改める。

第26条の2第1項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同条第2項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度分」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。」を加える。

附則第5条の見出し中「課税標準」の次に「及び税額」を加え、同条第7項中「第15条第33項第1号」を「第15条第32項第1号」に改め、同条第8項中「第15条第33項第2号」を「第15条第32項第2号」に改め、同条第9項中「第15条第39項」を「第15条第37項」に改め、同条第10項中「第15条第40項」を「第15条第44項」に、「4分の3」を「3分の1」に改め、同条中第11項を第12項とし、第10項の次に次の1項を加える。

11 法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第6条第3項中「次項」を「以下この条(第5項を除く。)」に改め、同条に次の3項を加える。

5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第30条第2号の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が同年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同号の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ

ぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第30条第2号の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が同年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同号の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第30条第2号の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が同年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同号の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成30年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第18条の8の次に1条を加える改正規定並びに第21条第1項、第22条第1項、第23条の見出し及び同条第1項から第3項まで並びに第26条の2第1項及び第2項の改正規定並びに附則第5条の見出し及び同条第7項から第10項までの改正規定、同条中第11項を第12項とし、第10項の次に1項を加える改正規定、第6条第3項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに附則第3条の規定 公布の日
- (2) 第10条の2の改正規定及び次条第1項の規定 平成31年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の第10条の2の規定は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 この条例による改正後の第13条の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成29年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)

第3条 この条例による改正後の第18条の9及び附則第5条第7項から第12項までの規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、平成29年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

2 この条例による改正後の第23条第2項及び第26条の2の規定は、平成28年4月1日以後に新たに発生した地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号。以下この項において「改正法」という。）による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の3第1項に規定する震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、同日前に発生した改正法による改正前の同項に規定する震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

~~~~~

## 議案説明

地方税法の一部改正に伴い、個人市民税の所得割の税率を改定するとともに、固定資産税の課税標準の特例割合を定めるほか、所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第102号

千葉県国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例の  
制定について

千葉県国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例を次の  
とおり制定するものとする。

平成29年9月5日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉県条例第 号

千葉県国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例  
(趣旨)

第1条 この条例は、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。  
以下「法」という。）第13条第1項に規定する国家戦略特別区域外  
国人滞在施設経営事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(国家戦略特別区域法施行令第12条第2号の条例で定める期間)

第2条 国家戦略特別区域法施行令（平成26年政令第99号。以下  
「令」という。）第12条第2号の条例で定める期間は、3日とする。  
(認定事業者の責務)

第3条 法第13条第4項に規定する認定事業者（以下「認定事業者」  
という。）は、同項に規定する認定事業（以下「認定事業」という。）  
の実施に当たっては、本市における法第9条第1項に規定する認定区  
域計画の策定の趣旨を踏まえ、当該認定事業に係る令第12条第1号  
に規定する施設（以下「施設」という。）の滞在者（以下「滞在者」  
という。）に対して、地域経済活動の活性化に資するため、本市の地  
域資源を有効に活用した滞在型余暇活動に関する情報を提供するよう  
努めなければならない。

2 認定事業者は、施設の見やすい場所に、規則で定めるところにより、  
標識を掲げなければならない。

3 認定事業者は、施設について、火災その他の災害が発生した場合に  
おける滞在者の安全の確保を図るために必要な措置を講じなければな  
らない。

4 認定事業者は、滞在者に対し、騒音の防止のために配慮すべき事項、



廃棄物の処理方法その他の施設の周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項について説明しなければならない。

(立入調査等)

第4条 市長は、法第13条第9項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、認定事業者の事務所又は施設に立ち入り、当該認定事業者に係る認定事業の実施状況について調査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

~~~~~

議 案 説 明

国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関し必要な事項を定めるため、条例を制定しようとするものであります。

議案第103号

千葉県衛生関係手数料条例の一部改正について

千葉県衛生関係手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成29年9月5日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉県条例第 号

千葉県衛生関係手数料条例の一部を改正する条例

千葉県衛生関係手数料条例（平成12年千葉県条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表中116の項を118の項とし、115の項を117の項とし、114の項を116の項とし、113の項の次に次のように加える。

114 国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第13条第1項の規定に基づく国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の特定認定の申請に対する審査	国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業特定認定申請手数料	22,100円
115 国家戦略特別区域法第13条第5項の規定に基づく国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の内容等の変更の認定の申請に対する審査	国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業変更認定申請手数料	ア 10,900円 （認定事業に係る施設について現地調査を行う場合） イ 2,600円 （その他の場合）

附 則

この条例は、千葉県国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例（平成29年千葉県条例第 号）の施行の日から施行する。



議 案 説 明

国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の特定認定申請手数料等を定めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第104号

千葉県病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
千葉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成29年9月5日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉県条例第 号

千葉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
千葉県病院事業の設置等に関する条例（昭和43年千葉県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表千葉県立海浜病院の項中「287床」を「293床」に改める。

附 則

この条例は、平成29年10月1日から施行する。

~~~~~

議 案 説 明

海浜病院の病床数を変更するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第105号

千葉県保育所設置管理条例の一部改正について

千葉県保育所設置管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成29年9月5日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉県条例第 号

千葉県保育所設置管理条例の一部を改正する条例

第1条 千葉県保育所設置管理条例（昭和39年千葉県条例第21号）

の一部を次のように改正する。

第2条の表千葉市長沼原保育所の項中「千葉県稲毛区長沼原町242番地の2」を「千葉県稲毛区長沼原町242番地2」に改め、同表千葉県神明保育所の項中「千葉県中央区神明町27番地の6」を「千葉県中央区神明町27番地6」に改め、同表千葉県更科保育所の項中「千葉県若葉区更科町2,073番地の27」を「千葉県若葉区更科町2073番地27」に改め、同表千葉市長作保育所の項中「千葉県花見川区長作町739番地の3」を「千葉県花見川区長作町739番地3」に改め、同表千葉県星久喜保育所の項中「千葉県中央区星久喜町1,063番地の6」を「千葉県中央区星久喜町1063番地6」に改め、同表千葉県生実保育所の項中「千葉県中央区生実町1,940番地の1」を「千葉県中央区生実町1940番地1」に改め、同表千葉県緑町保育所の項中「千葉県稲毛区緑町2丁目22番1号」を「千葉県稲毛区緑町2丁目3番1号」に改め、同表千葉県さつきが丘第一保育所の項中「千葉県花見川区さつきが丘2丁目32番地の1」を「千葉県花見川区さつきが丘2丁目32番地1」に改め、同表千葉県小深保育所の項中「千葉県稲毛区小深町261番地の7」を「千葉県稲毛区小深町261番地7」に改め、同表千葉県浜野保育所の項中「千葉県中央区浜野町1,346番地の5」を「千葉県中央区浜野町1346番地5」に改め、同表千葉県園生保育所の項中「千葉県稲毛区園生町1,325番地の1」を「千葉県稲毛区園生町1325番地1」に改め、同表千葉県川戸保育所の項中「千葉県中央

区川戸町424番地の1」を「千葉市中央区川戸町424番地1」に改め、同表千葉市宮野木保育所の項中「千葉市稲毛区園生町238番地の56」を「千葉市稲毛区園生町238番地56」に改め、同表千葉市幕張第三保育所の項中「千葉市花見川区幕張町3丁目7,730番地の5」を「千葉市花見川区幕張町3丁目7730番地5」に改め、同表千葉市さつきが丘第二保育所の項中「千葉市花見川区さつきが丘1丁目32番地の1」を「千葉市花見川区さつきが丘1丁目32番地1」に改め、同表千葉市多部田保育所の項中「千葉市若葉区多部田町754番地の39」を「千葉市若葉区多部田町754番地39」に改める。

第2条 千葉市保育所設置管理条例の一部を次のように改正する。

第2条の表千葉市緑町保育所の項及び千葉市大森保育所の項を削る。

#### 附 則

この条例のうち、第1条の規定（千葉市保育所設置管理条例第2条の表千葉市緑町保育所の項の改正規定を除く。）は公布の日から、第1条中千葉市保育所設置管理条例第2条の表千葉市緑町保育所の項の改正規定は平成30年4月1日から、第2条の規定は平成31年4月1日から施行する。

~~~~~

議 案 説 明

緑町保育所及び大森保育所を廃止するとともに、廃止するまでの間、緑町保育所の位置を変更するほか、規定の整備を図るため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第106号

町の区域及び名称の変更について

市は、次のとおり緑区の町の区域及び名称を変更するものとする。

平成29年9月5日提出

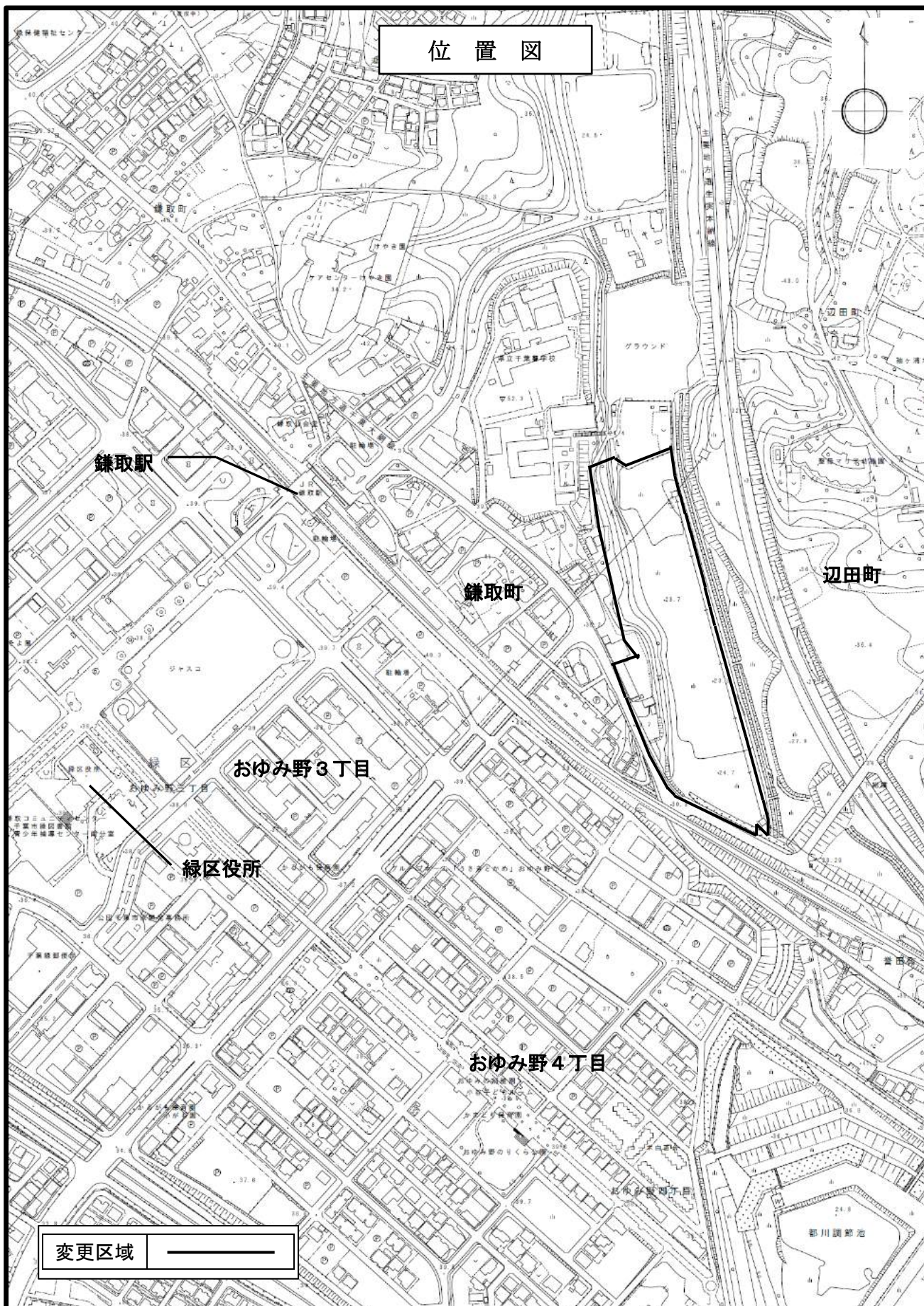
千葉市長 熊谷俊人

変更調書

新 町名	旧 町名	地番
鎌取町	平山町	2, 048の1～2, 048の3 の1～2, 049の3
	辺田町	54の1～54の3 54の11～54の13 54の15 55の2 56 58の8 58 の10 60 61の7～61の15
	誉田町 1丁目	2の2～2の4 3の1～3の6 4の1 4 の3 4の4 4の5の内 5の3 5の4 6の1 6の3 9の3の内 9の4の内 9 の7～9の9 11の3 11の4 11の9 11の11 12の5

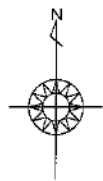
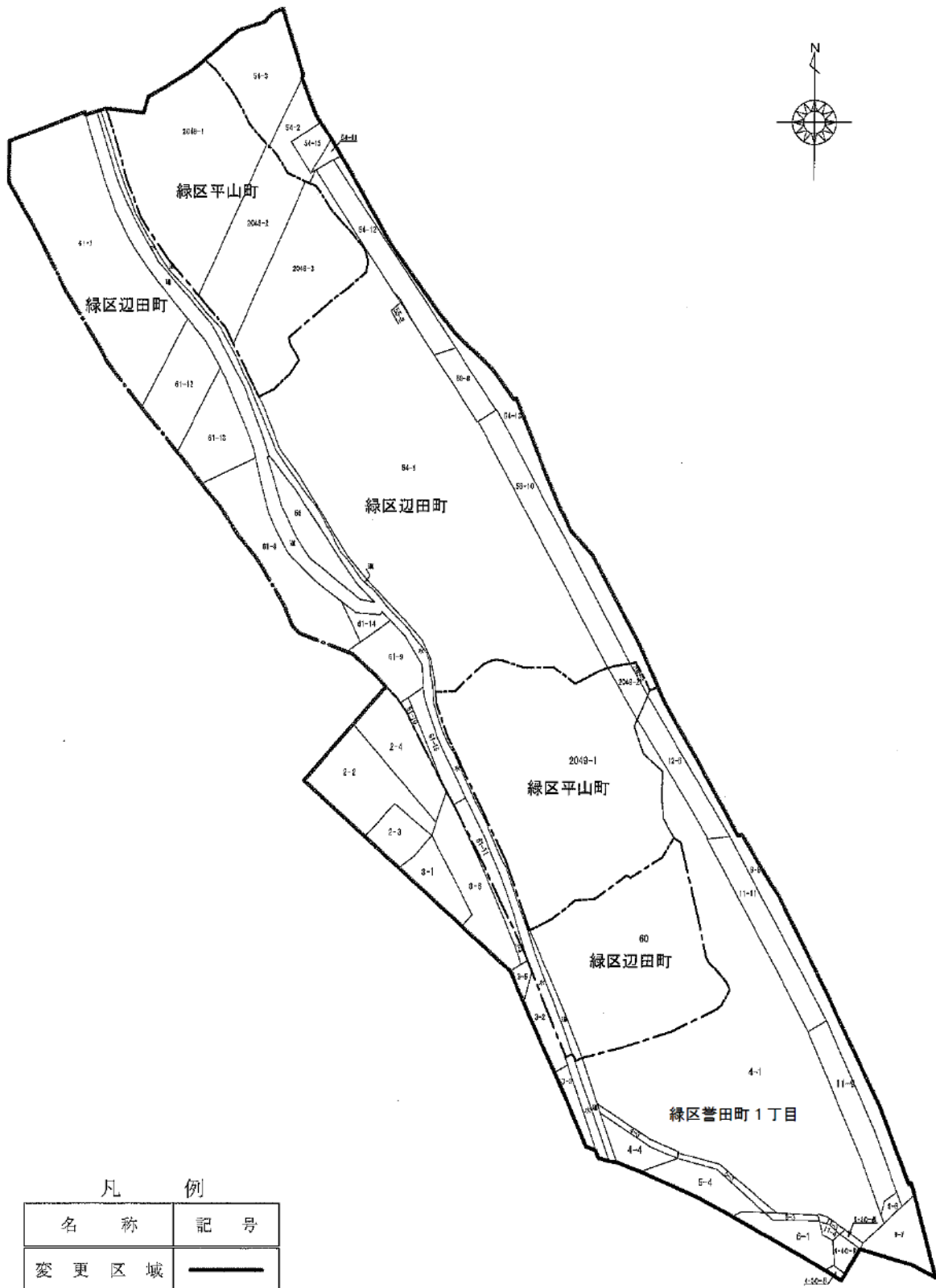
及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部

備考 上記の土地の表示は、平成29年8月17日現在の全部事項証明書によるものである。



この位置図は平成21年千葉市都市図を使用したものである。

町の区域及び名称変更図



凡 例

名 称	記 号
変 更 区 域	———
町 界	- - - - -

~~~~~

## 議 案 説 明

町の区域及び名称の変更について、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第107号

千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約を次のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するものとする。

平成29年9月5日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約

千葉県市町村総合事務組合同規約（昭和30年千葉県告示第496号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項に次の1号を加える。

(16) 軽自動車税の賦課徴収に関する申告書（市町村へ直接提出されるものを除く。）の受付

別表第2に次のように加える。

|                      |                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第3条第1項<br>第16号に掲げる事務 | 千葉市 銚子市 市川市 船橋市 館山市 木更津市<br>松戸市 野田市 茂原市 成田市 佐倉市 東金市 旭<br>市 習志野市 柏市 勝浦市 市原市 流山市 八千代<br>市 我孫子市 鴨川市 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 浦<br>安市 四街道市 袖ヶ浦市 八街市 印西市 白井市<br>富里市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 いすみ市<br>大網白里市 酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町<br>九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 睦沢町 長生<br>村 白子町 長柄町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南<br>町 |
|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。



## 議 案 説 明

千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、地方自治法第290条の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第108号

工事請負契約について

市は、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

平成29年9月5日提出

千葉市長 熊谷俊人

- 1 工事名称 液状化対策施設工事（磯辺3丁目29-2工区）
- 2 施工場所 千葉市美浜区磯辺3丁目地内
- 3 工事概要 (1) 管推進工一式  
(2) 人孔築造工一式
- 4 契約方法 制限付一般競争入札（総合評価落札方式）
- 5 契約金額 939,600,000円
- 6 工期 契約締結日の翌日から平成31年1月31日まで
- 7 請負者 千葉市緑区あすみが丘3丁目57番地1  
森川・市原建設共同企業体  
代表者 千葉市緑区あすみが丘3丁目57番地1  
森川建設株式会社  
代表取締役 石井喜義  
千葉市美浜区幕張西3丁目1番15号  
株式会社市原組  
代表取締役 橋本和記

~~~~~

議案説明

液状化対策施設工事（磯辺3丁目29-2工区）を行うための工事請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第109号

工事請負契約について

市は、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

平成29年9月5日提出

千葉市長 熊谷俊人

- 1 工事名称 液状化対策施設工事（磯辺3丁目29-3工区）
- 2 施工場所 千葉市美浜区磯辺3丁目地内
- 3 工事概要 (1) 管推進工一式
(2) 人孔築造工一式
- 4 契約方法 制限付一般競争入札（総合評価落札方式）
- 5 契約金額 913,680,000円
- 6 工期 契約締結日の翌日から平成31年1月31日まで
- 7 請負者 千葉市美浜区幕張西3丁目1番15号
市原・森川建設共同企業体
代表者 千葉市美浜区幕張西3丁目1番15号
株式会社市原組
代表取締役 橋本和記
千葉市緑区あすみが丘3丁目57番地1
森川建設株式会社
代表取締役 石井喜義

~~~~~

議案説明

液状化対策施設工事（磯辺3丁目29-3工区）を行うための工事請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第110号

工事請負契約について

市は、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

平成29年9月5日提出

千葉市長 熊谷 俊人

- 1 工事名称 千葉市営住宅小倉台団地建替建築主体工事
- 2 施工場所 千葉市若葉区小倉台4丁目1番
- 3 工事概要 鉄筋コンクリート造5階建1棟及び3階建1棟
- 4 契約方法 制限付一般競争入札（総合評価落札方式）
- 5 契約金額 1,056,240,000円
- 6 工期 契約締結日の翌日から510日間
- 7 請負者 千葉市中央区本町1丁目5番12号  
松栄・式田建設共同企業体  
代表者 千葉市中央区本町1丁目5番12号  
松栄建設株式会社  
代表取締役 松井 友蔵  
千葉市若葉区殿台町90番地1  
式田建設工業株式会社  
代表取締役 式田 三樹雄

~~~~~

議案説明

千葉市営住宅小倉台団地建替建築主体工事を行うための工事請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第111号

損害賠償額の決定について

市は、次のとおり損害賠償の額を定めるものとする。

平成29年9月5日提出

千葉市長 熊谷俊人

1 損害賠償額

13,225,626円

2 相手方

千葉県八千代市在住の男性 外1名

3 事件の概要

平成27年5月8日に千葉市立海浜病院において行った心臓血管外科手術後に多臓器不全を発症し患者が死亡した件について、手術リスクに係る事前説明が不十分であったことにより生じた損害を賠償するもの

~~~~~

議案説明

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき、議決を求めるものであります。



議案第112号

指定管理者の指定について

市は、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

平成29年9月5日提出

千葉市長 熊谷俊人

| 施設の名称     | 指定管理者                                          | 指定期間                        |
|-----------|------------------------------------------------|-----------------------------|
| 千葉市花園公民館  | 千葉市中央区弁天3丁目7番7号<br>公益財団法人千葉市教育振興財団<br>理事長 河野正行 | 平成30年4月1日から<br>平成35年3月31日まで |
| 千葉市幕張公民館  |                                                |                             |
| 千葉市犢橋公民館  |                                                |                             |
| 千葉市黒砂公民館  |                                                |                             |
| 千葉市検見川公民館 |                                                |                             |
| 千葉市松ヶ丘公民館 |                                                |                             |
| 千葉市轟公民館   |                                                |                             |
| 千葉市小中台公民館 |                                                |                             |
| 千葉市更科公民館  |                                                |                             |
| 千葉市稲毛公民館  |                                                |                             |
| 千葉市生浜公民館  |                                                |                             |
| 千葉市誉田公民館  |                                                |                             |
| 千葉市新宿公民館  |                                                |                             |
| 千葉市椎名公民館  |                                                |                             |
| 千葉市土気公民館  |                                                |                             |
| 千葉市宮崎公民館  |                                                |                             |
| 千葉市葛城公民館  |                                                |                             |
| 千葉市千城台公民館 |                                                |                             |
| 千葉市末広公民館  |                                                |                             |
| 千葉市白井公民館  |                                                |                             |
| 千葉市椿森公民館  |                                                |                             |
| 千葉市川戸公民館  |                                                |                             |
| 千葉市花見川公民館 |                                                |                             |

|             |  |
|-------------|--|
| 千葉市加曾利公民館   |  |
| 千葉市星久喜公民館   |  |
| 千葉市大宮公民館    |  |
| 千葉市千草台公民館   |  |
| 千葉市さつきが丘公民館 |  |
| 千葉市こてはし台公民館 |  |
| 千葉市草野公民館    |  |
| 千葉市幕張西公民館   |  |
| 千葉市みつわ台公民館  |  |
| 千葉市長作公民館    |  |
| 千葉市若松公民館    |  |
| 千葉市磯辺公民館    |  |
| 千葉市山王公民館    |  |
| 千葉市都賀公民館    |  |
| 千葉市緑が丘公民館   |  |
| 千葉市稲浜公民館    |  |
| 千葉市幸町公民館    |  |
| 千葉市朝日ヶ丘公民館  |  |
| 千葉市高浜公民館    |  |
| 千葉市越智公民館    |  |
| 千葉市幕張本郷公民館  |  |
| 千葉市桜木公民館    |  |
| 千葉市打瀬公民館    |  |
| 千葉市おゆみ野公民館  |  |



## 議 案 説 明

千葉市花園公民館ほか46施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求めるものであります。

## 議案第 1 1 3 号

### 市道路線の認定及び廃止について

市は、次のとおり市道路線を認定及び廃止するものとする。

平成 2 9 年 9 月 5 日提出

千葉市長 熊谷俊人

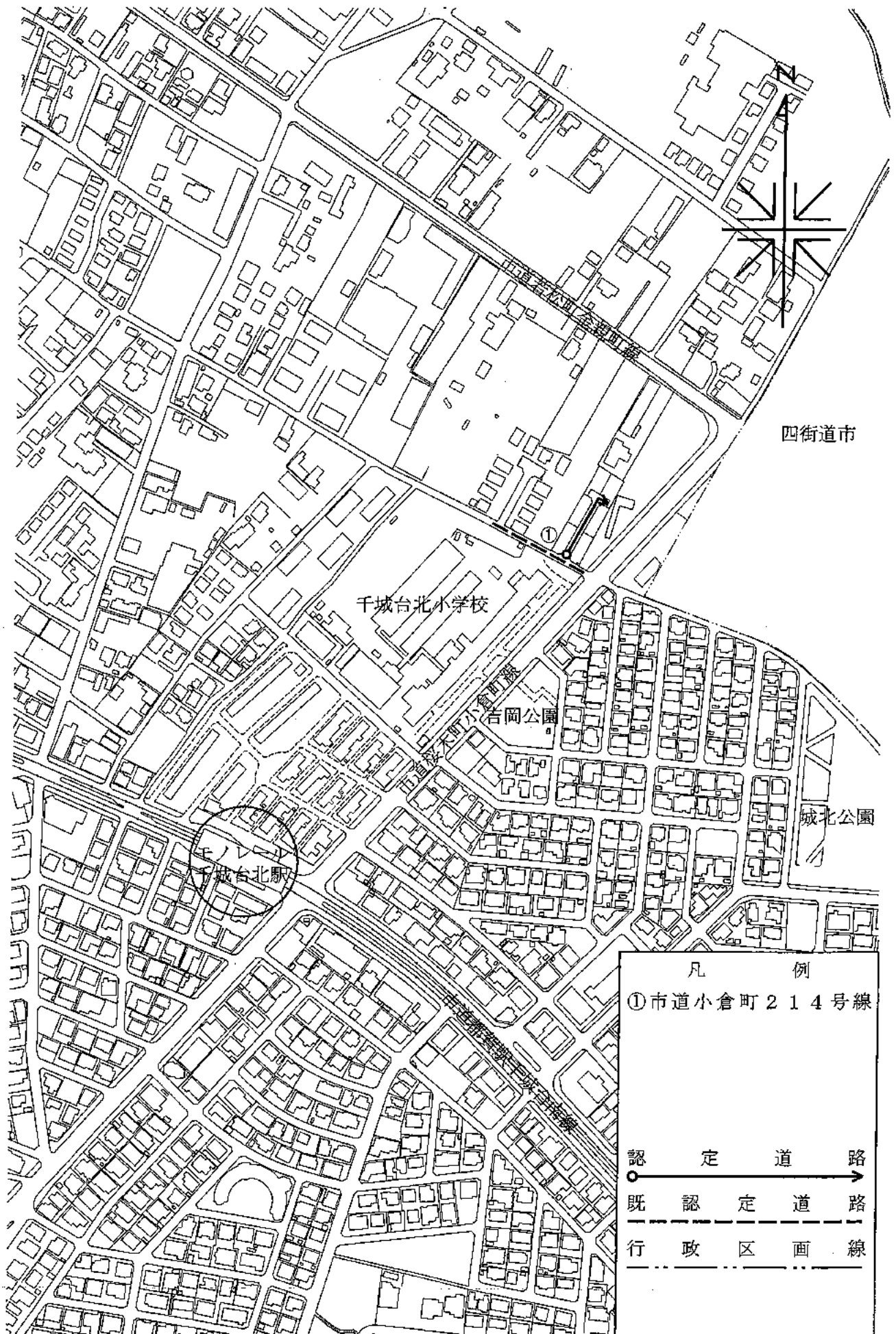
### 市道路線認定調書

| 整理番号 | 路線名          | 起 点        | 終 点        | 市道路線認定図番号 |
|------|--------------|------------|------------|-----------|
| ①    | 小倉町 2 1 4 号線 | 小倉町地内      | 小倉町地内      | 1         |
| ②    | 大草町 1 1 8 号線 | 大草町地内      | 大草町地内      | 2         |
| ③    | 園生町 2 1 8 号線 | 園生町地内      | 園生町地内      | 3         |
| ④    | 幕張 4 9 8 号線  | 幕張町 3 丁目地内 | 幕張町 3 丁目地内 | 4         |
| ⑤    | 辺田町 6 6 号線   | 辺田町地内      | 辺田町地内      | 5         |
| ⑥    | 高田町 3 0 2 号線 | 高田町地内      | 高田町地内      | 6         |
| ⑦    | 高田町 3 0 3 号線 | 高田町地内      | 高田町地内      |           |
| ⑧    | 高田町 3 0 4 号線 | 高田町地内      | 高田町地内      |           |
| ⑨    | 高田町 3 0 5 号線 | 高田町地内      | 高田町地内      |           |
| ⑩    | 高田町 3 0 6 号線 | 高田町地内      | 高田町地内      |           |

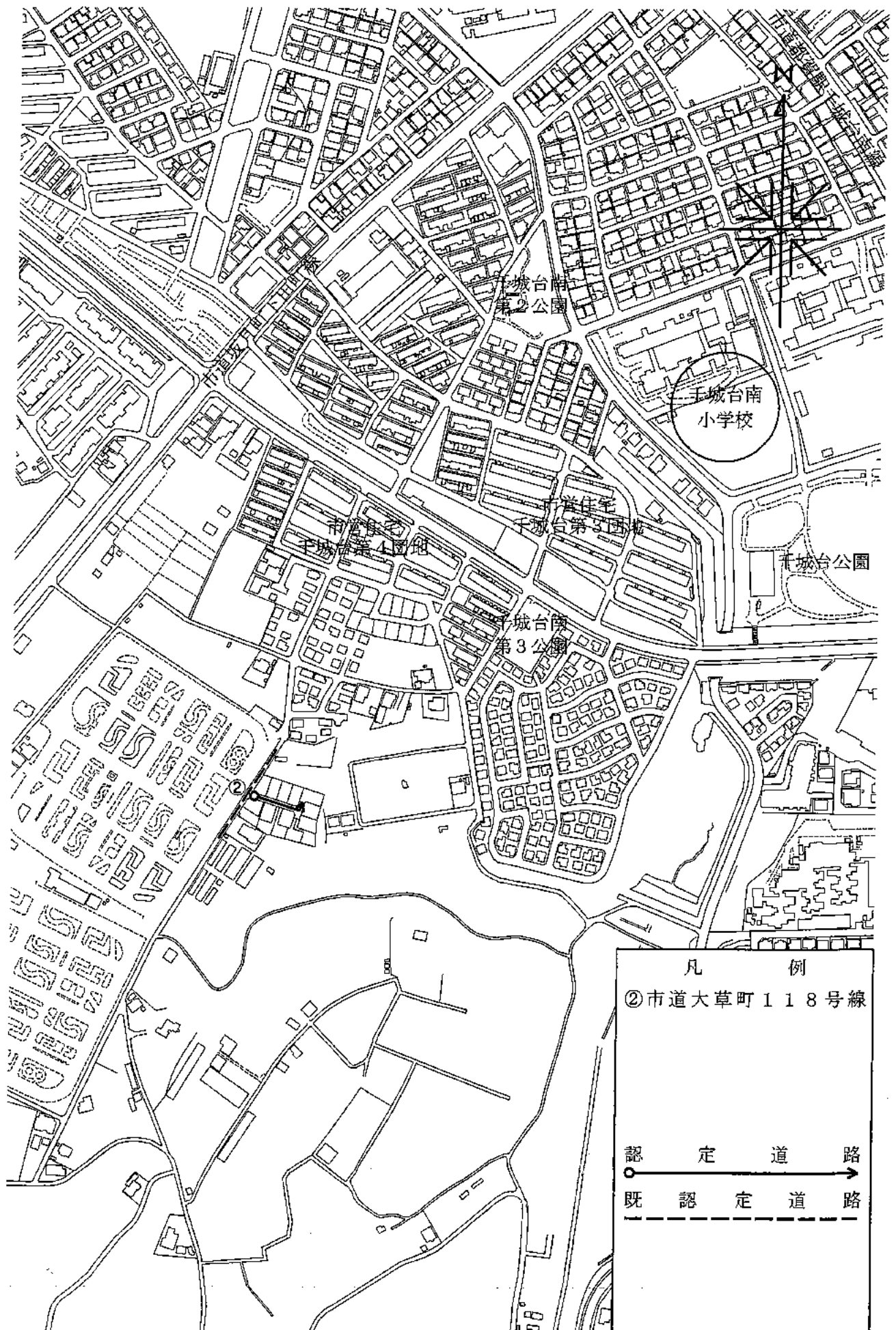
### 市道路線廃止調書

| 整理番号 | 路線名        | 起 点   | 終 点   | 摘要   | 市道路線廃止図番号 |
|------|------------|-------|-------|------|-----------|
| ①    | 桜木町 5 0 号線 | 桜木町地内 | 桜木町地内 | 全部廃止 | 1         |
| ②    | 桜木町 5 1 号線 | 桜木町地内 | 桜木町地内 | 全部廃止 |           |
| ③    | 桜木町 5 2 号線 | 桜木町地内 | 桜木町地内 | 全部廃止 |           |

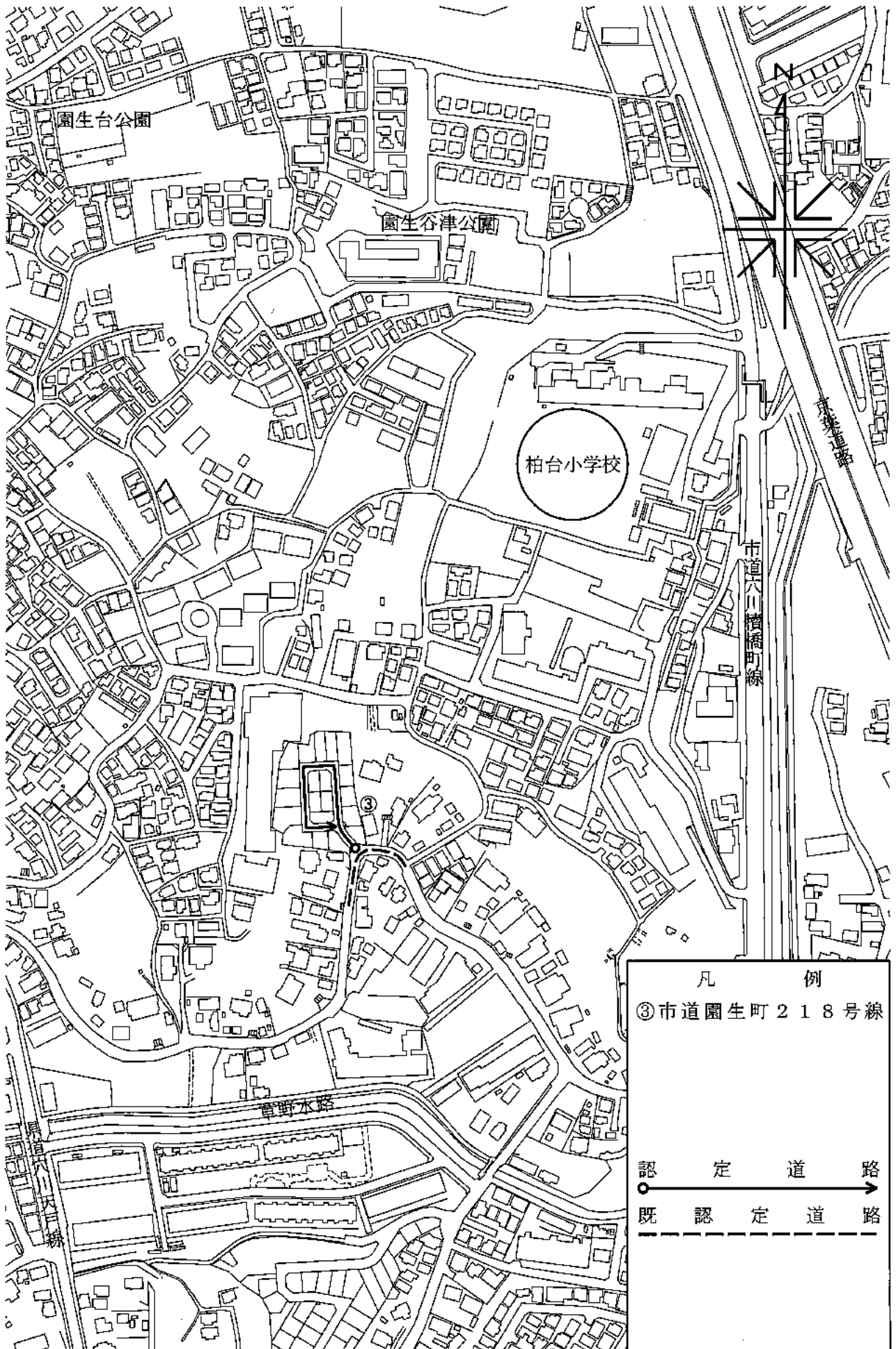
# 整理番号① 市道路線認定図1



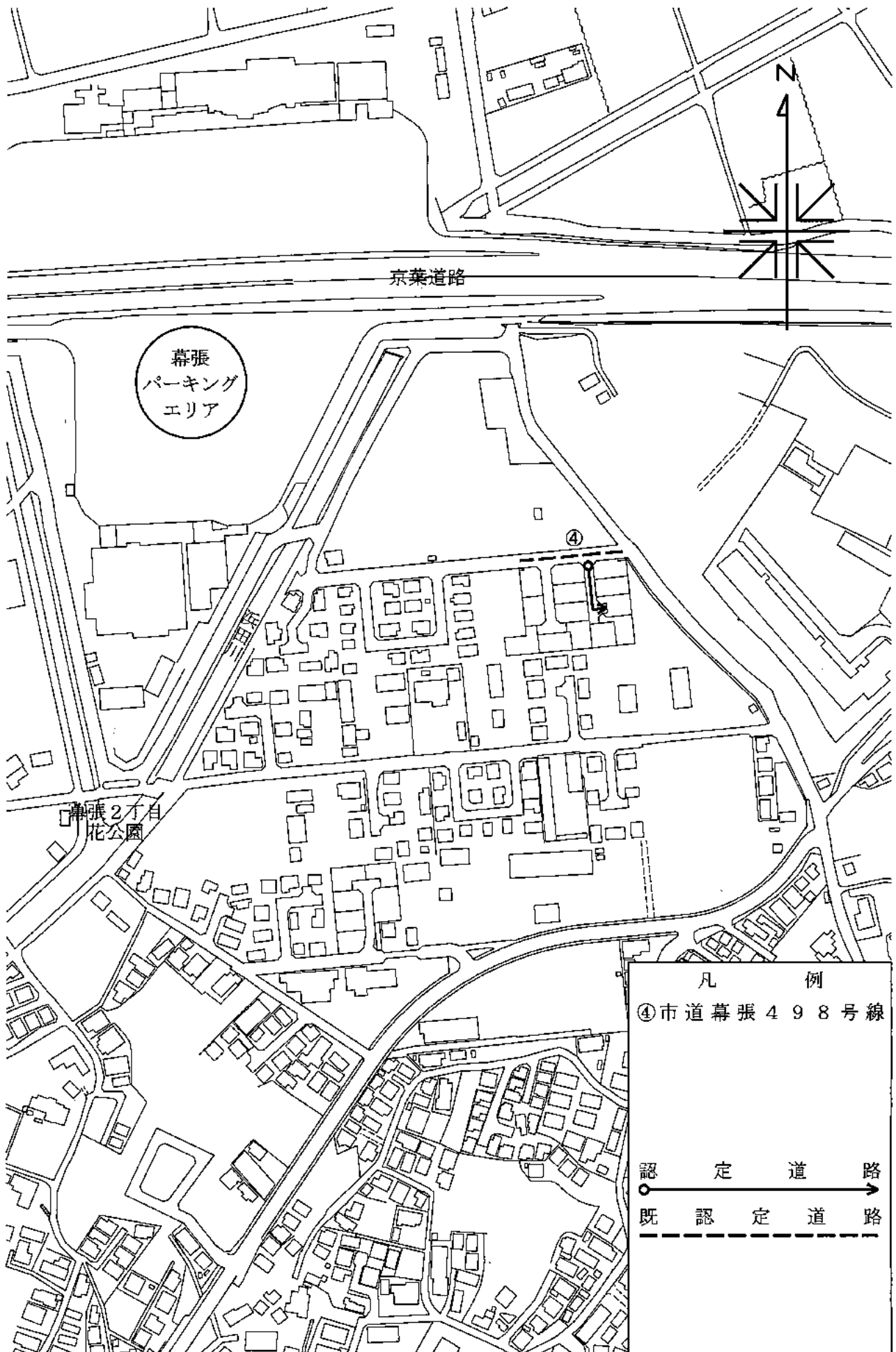
# 整理番号② 市道路線認定図2



# 整理番号③ 市道路線認定図3

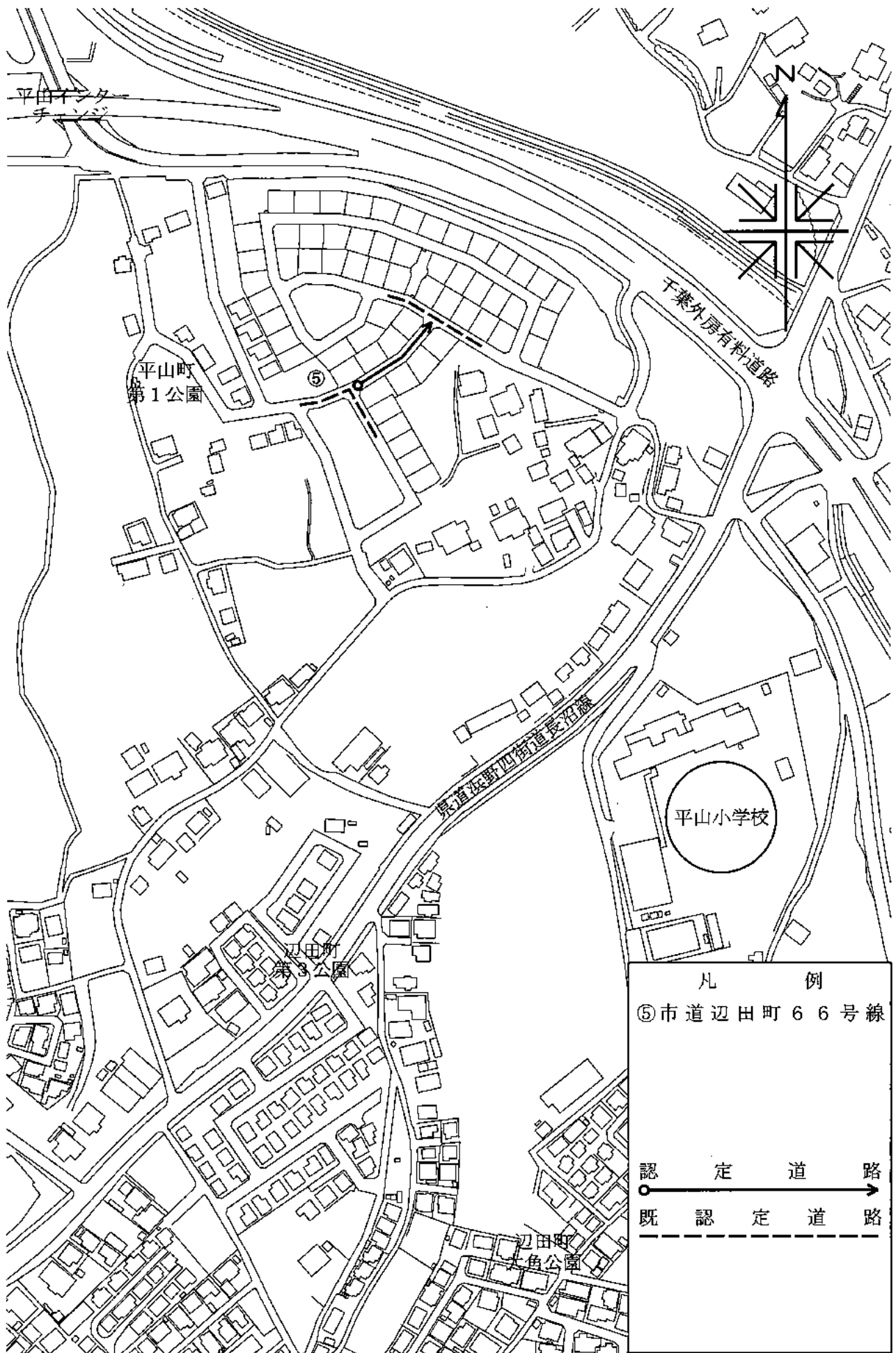


# 整理番号④ 市道路線認定図4





# 整理番号⑤ 市道路線認定図5



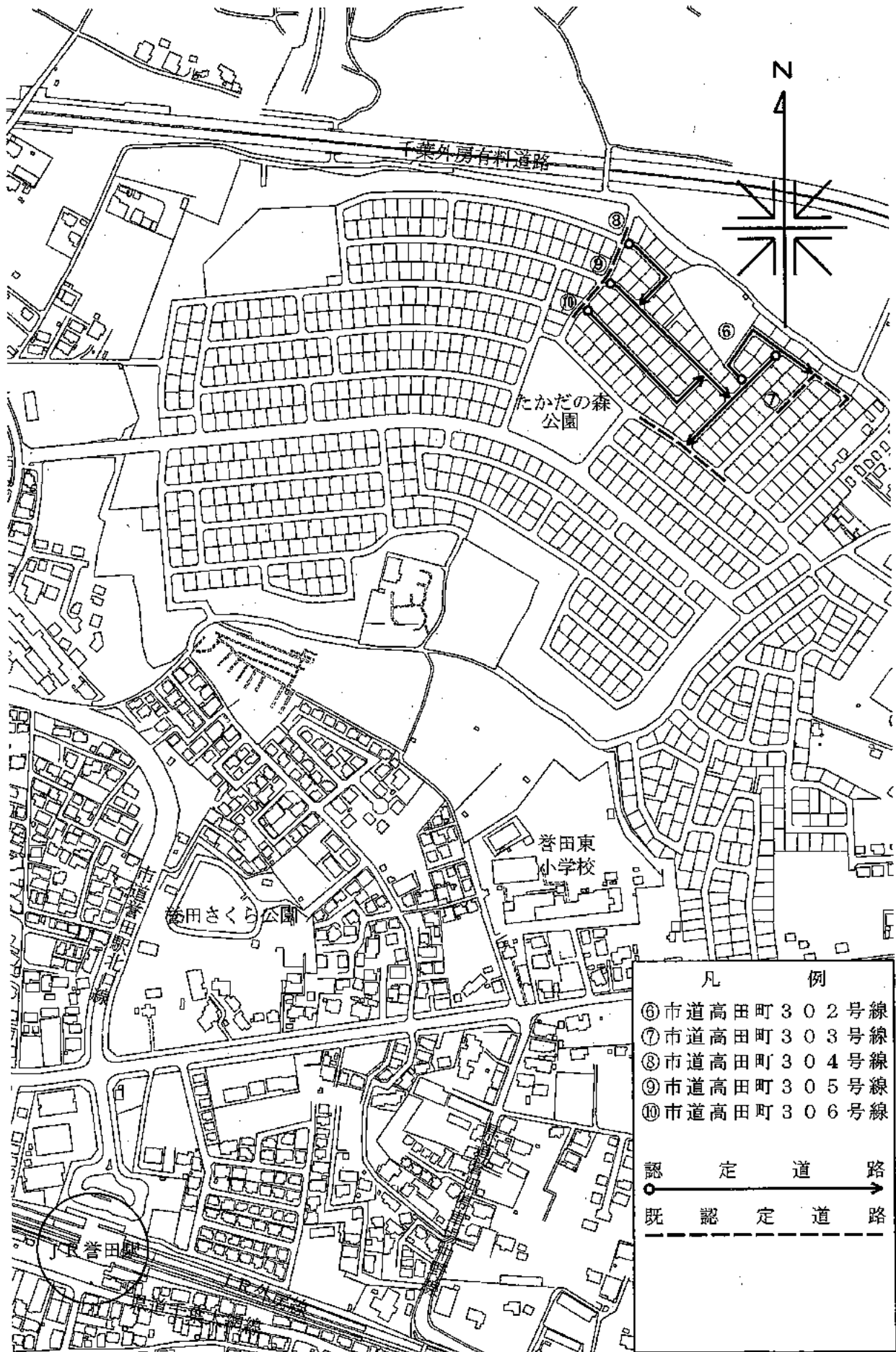
凡 例

⑤市道辺田町66号線

認 定 道 路

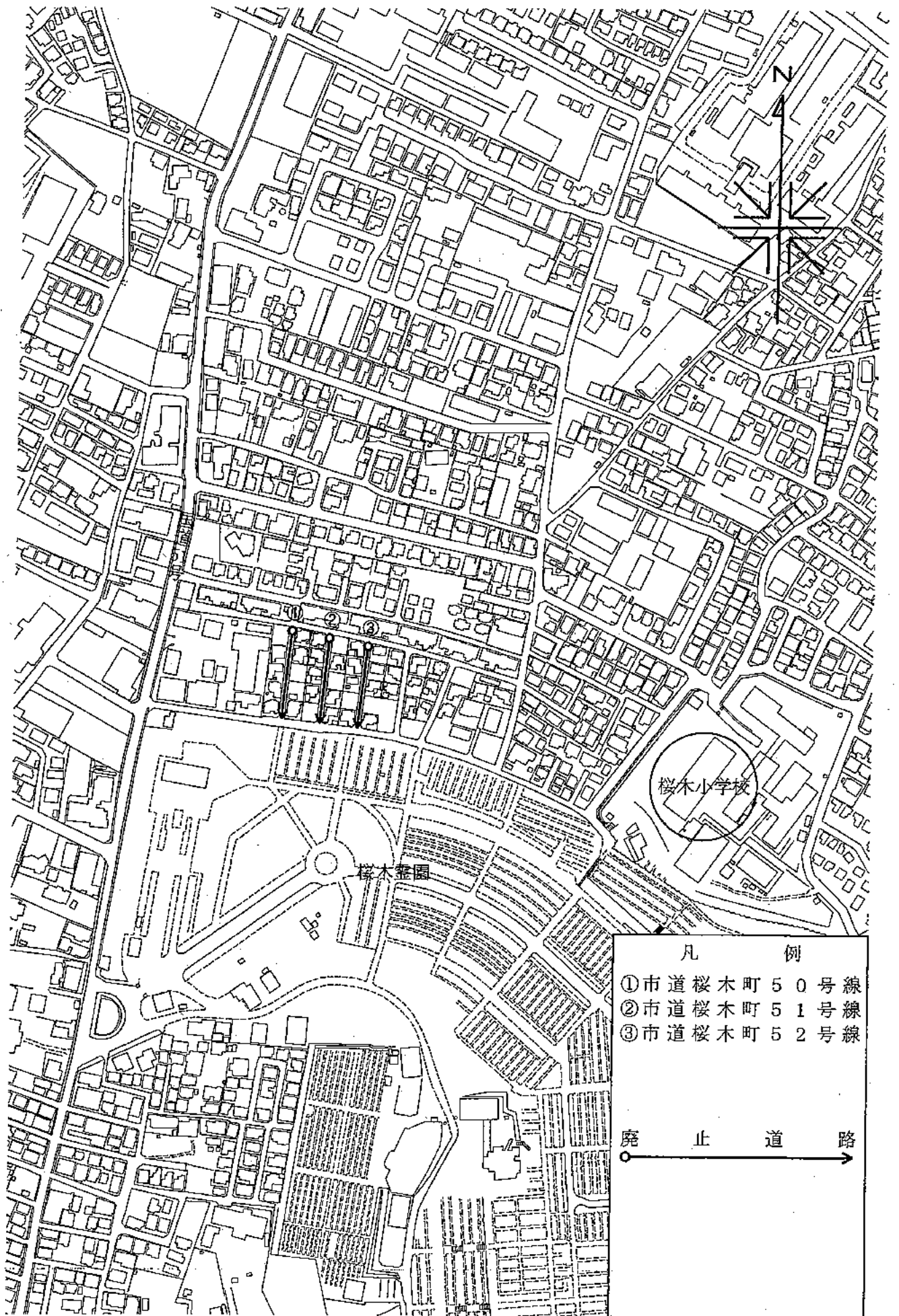
既 認 定 道 路

# 整理番号⑥～⑩ 市道路線認定図6



| 凡 例       |            |
|-----------|------------|
| ⑥         | 市道高田町302号線 |
| ⑦         | 市道高田町303号線 |
| ⑧         | 市道高田町304号線 |
| ⑨         | 市道高田町305号線 |
| ⑩         | 市道高田町306号線 |
| 認定道路<br>  |            |
| 既認定道路<br> |            |

整理番号①～③市道路線廃止図1



~~~~~

議 案 説 明

市道路線の認定及び廃止について、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第114号

平成28年度千葉市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

平成28年度千葉市下水道事業会計未処分利益剰余金3,456,203,196円のうち1,842,885,967円を減債積立金に積み立て、1,613,317,229円を資本金へ組み入れるものとする。

平成29年9月5日提出

千葉市長 熊谷俊人

~~~~~

議案説明

平成28年度千葉市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第 1 1 5 号

決算の認定について

平成 2 8 年度千葉市一般会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めらる。

平成 2 9 年 9 月 5 日提出

千葉市長 熊 谷 俊 人

1 平成 2 8 年度千葉市一般会計歳入歳出決算(別冊)

~~~~~

議 案 説 明

平成 2 8 年度千葉市一般会計の決算について、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定に基づき、議会の認定を求めらるものであります。

議案第 1 1 6 号

決算の認定について

平成 2 8 年度千葉市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、
議会の認定を求める。

平成 2 9 年 9 月 5 日提出

千葉市長 熊 谷 俊 人

- 1 平成 2 8 年度千葉市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算(別冊)

~~~~~

議 案 説 明

平成 2 8 年度千葉市国民健康保険事業特別会計の決算について、地  
方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定に基づき、議会の認定を求めるもの  
であります。

議案第 1 1 7 号

決算の認定について

平成 2 8 年度千葉市介護保険事業特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求める。

平成 2 9 年 9 月 5 日提出

千葉市長 熊 谷 俊 人

1 平成 2 8 年度千葉市介護保険事業特別会計歳入歳出決算(別冊)

~~~~~

議 案 説 明

平成 2 8 年度千葉市介護保険事業特別会計の決算について、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定に基づき、議会の認定を求めます。

議案第 118 号

決算の認定について

平成 28 年度千葉市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求める。

平成 29 年 9 月 5 日提出

千葉市長 熊谷俊人

- 1 平成 28 年度千葉市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算(別冊)

~~~~~

議案説明

平成 28 年度千葉市後期高齢者医療事業特別会計の決算について、地方自治法第 233 条第 3 項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。

議案第119号

決算の認定について

平成28年度千葉市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求める。

平成29年9月5日提出

千葉市長 熊谷俊人

- 1 平成28年度千葉市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算(別冊)

~~~~~

議案説明

平成28年度千葉市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の決算について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。

議案第120号

決算の認定について

平成28年度千葉市霊園事業特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求める。

平成29年9月5日提出

千葉市長 熊谷俊人

1 平成28年度千葉市霊園事業特別会計歳入歳出決算(別冊)

~~~~~

議案説明

平成28年度千葉市霊園事業特別会計の決算について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。

議案第121号

決算の認定について

平成28年度千葉市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求める。

平成29年9月5日提出

千葉市長 熊谷俊人

1 平成28年度千葉市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算(別冊)

~~~~~

議案説明

平成28年度千葉市農業集落排水事業特別会計の決算について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。

議案第122号

決算の認定について

平成28年度千葉市競輪事業特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求める。

平成29年9月5日提出

千葉市長 熊谷俊人

1 平成28年度千葉市競輪事業特別会計歳入歳出決算(別冊)

~~~~~

議案説明

平成28年度千葉市競輪事業特別会計の決算について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。

議案第123号

決算の認定について

平成28年度千葉市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求める。

平成29年9月5日提出

千葉市長 熊谷俊人

1 平成28年度千葉市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算(別冊)

~~~~~

議案説明

平成28年度千葉市地方卸売市場事業特別会計の決算について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。

議案第124号

決算の認定について

平成28年度千葉市都市計画土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求める。

平成29年9月5日提出

千葉市長 熊谷俊人

- 1 平成28年度千葉市都市計画土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算(別冊)

~~~~~

議案説明

平成28年度千葉市都市計画土地区画整理事業特別会計の決算について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。

議案第125号

決算の認定について

平成28年度千葉市市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求める。

平成29年9月5日提出

千葉市長 熊谷俊人

1 平成28年度千葉市市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算(別冊)

~~~~~

議案説明

平成28年度千葉市市街地再開発事業特別会計の決算について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。

議案第126号

決算の認定について

平成28年度千葉市動物公園事業特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求める。

平成29年9月5日提出

千葉市長 熊谷俊人

1 平成28年度千葉市動物公園事業特別会計歳入歳出決算(別冊)

~~~~~

議案説明

平成28年度千葉市動物公園事業特別会計の決算について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めます。

議案第127号

決算の認定について

平成28年度千葉市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求める。

平成29年9月5日提出

千葉市長 熊谷俊人

1 平成28年度千葉市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算(別冊)

~~~~~

議案説明

平成28年度千葉市公共用地取得事業特別会計の決算について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。

議案第128号

決算の認定について

平成28年度千葉市学校給食センター事業特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求める。

平成29年9月5日提出

千葉市長 熊谷俊人

- 1 平成28年度千葉市学校給食センター事業特別会計歳入歳出決算
(別冊)

~~~~~

議案説明

平成28年度千葉市学校給食センター事業特別会計の決算について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。

議案第129号

決算の認定について

平成28年度千葉市公債管理特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求める。

平成29年9月5日提出

千葉市長 熊谷俊人

1 平成28年度千葉市公債管理特別会計歳入歳出決算(別冊)

~~~~~

議案説明

平成28年度千葉市公債管理特別会計の決算について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。

議案第130号

決算の認定について

平成28年度千葉市病院事業会計決算について、議会の認定を求める。

平成29年9月5日提出

千葉市長 熊谷俊人

1 平成28年度千葉市病院事業会計決算(別冊)

~~~~~

議案説明

平成28年度千葉市病院事業会計の決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。

議案第131号

決算の認定について

平成28年度千葉市下水道事業会計決算について、議会の認定を求める。

平成29年9月5日提出

千葉市長 熊谷俊人

1 平成28年度千葉市下水道事業会計決算(別冊)

~~~~~

議案説明

平成28年度千葉市下水道事業会計の決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定を求めます。

議案第132号

決算の認定について

平成28年度千葉市水道事業会計決算について、議会の認定を求める。

平成29年9月5日提出

千葉市長 熊谷俊人

1 平成28年度千葉市水道事業会計決算(別冊)

~~~~~

議案説明

平成28年度千葉市水道事業会計の決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。